

議会運営委員会会議録

平成20年6月27日（金）

（開 会） 14：53

（閉 会） 14：57

○ 委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。

人見議員から、議案の修正の動議が議長に提出されております。おはかりいたします。動議の取り扱いについて協議するため、本委員会として動議の修正の内容説明を求めたいと思います。人見議員、提案者席へご移動ください。

それでは、人見議員に動議の修正内容の説明をお願いいたします。

○ 人見議員

大変お疲れのところ、申し訳ありません。このたび、修正案を提出させていただいております。議員提出議案第8号に対する修正案、このことは地方自治法115条の2及び飯塚市議会会議規則の第17条の規定によって、提出をさせていただくものでございます。その修正案につきましては、今上程されている議案が定数を定める新設の条例と一部改正の条例が合わさっております。従いまして、改正部分を今回削除をする、そうした改正について、提案をさせていただいております。具体的には、議案中附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。こうした修正となります。よって、結論的には、議員定数を28に定めると、このような案文になろうかと、このように思っております。

○ 委員長

それでは、動議の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

動議の取り扱いについて説明いたします。本会議開会後に、議長がこの動議の名称及び、動議については所定の賛成者数が確認でき、動議として成立している旨を宣告していただきます。次に、提案者から動議の主旨説明を受けた後に、議員提出議案第8号並びに提出された修正案の両案に対する質疑を一括して行ないます。次に、両案に対する質疑を一括して終結した後に、委員会付託を省略することを両案一括して諮っていただき、委員会付託を省略することが可決されましたら、両案に対する討論を、これも一括ではございますが行っていただき、採決につきましては、飯塚市議会会議規則第123条により、修正案から採決していただきます。可決されれば修正案により修正された部分を除く原案について採決を行なっていただきます。また、修正案が否決されれば原案について採決を行なっていただいております。また、委員会付託を省略することが否決されましたら、両案一括して委員会に付託していただいております。以上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 市場委員

ちょっと今最初のところがよく分からなかったんですけど、道祖議員が提案された質疑は終わったんじゃないかな。

○ 議会事務局次長

まだ質疑は終わっておりません。

○ 市場委員

分かりました。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。動議の取扱いについては、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、動議の取扱いについては、そのように決定いたしました。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。